

答申第 833 号

情 公 第 2925 号

令和 8 年 2 月 16 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 5 年 6 月 30 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（その 11）（諮問第 900 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和4年11月28日付け行政文書公開請求に対して、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年11月28日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年12月5日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和5年1月25日付けで、別表1の「処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年4月25日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

別表1の請求3、請求5-1、請求5-2、請求6-1、請求6-2及び請求8の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求について、実施機関に出向いて文書を写真撮影した上で請求していることから、文書不存在との決定には整合性がない。元々不存在なのか、ある時まではあったのか、法的不存在になったのか、法的不存在になったのなら、その理由やいつからなかったのか、付記のない決定は無効である。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 請求3について

別表1の請求3の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求に

記載されている「不記載承諾書」について、執務室内と PDF 集積ファイルを含む保存文書を探索したが存在しなかった。

(2) 請求 5 - 1 及び請求 5 - 2 について

別表 1 の請求 5 - 1 及び請求 5 - 2 の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求に記載されている「写真」について、執務室内と PDF 集積ファイルを含む保存文書を探索したが存在しなかった。

(3) 請求 6 - 1 及び請求 6 - 2 について

別表 1 の請求 6 - 1 の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求に記載されている「写真」及び「原議写し」、また、請求 6 - 2 の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求に記載されている「土地境界確認書写」について、執務室内と PDF 集積ファイルを含む保存文書を探索したが存在しなかった。

(4) 請求 8 について

平成10年 4 月 20 日付けで特定市長に道水路等境界調査復元を申請した文書は存在せず、申請書に添付した書類も存在しない。また、「開示せずに『県』担当者が持って逃げた未開示文書」は、執務室内と PDF 集積ファイルを含む保存文書を探索したが存在しなかった。

(5) その他

審査請求人に対し、令和 5 年 1 月 25 日付けで行政文書一部公開決定通知書（以下「本件通知書」という。）を送付し、文書公開にあたって来所されるのか、文書の送付を希望されるのか、来所される場合はその日時についての連絡を依頼しているが、連絡がなく、審査請求人は公開文書の内容を確認しないまま、本件審査請求を行っている。

5 審査会の判断理由

(1) 文書不存在を理由に非公開とした処分について

実施機関は、別表 1 の請求 3、請求 5 - 1、請求 5 - 2、請求 6 - 1、請求 6 - 2 及び請求 8 の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求に対して、文書不存在を理由に非公開としているため、以下、当該決定の妥当性を検討する。

ア 請求3について

標記請求は、「特定局特定土木事務所K係長（M土地家屋調査士帯同）が、平成22年7月22日請求者と立ち会ったK施設管理課長とO技官の方に手交した『不記載承諾書』」の公開を求めるものである。

当審査会が実施機関に確認したところ、標記請求に係る行政文書が仮に存在したとしても、その保存期間は、実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）の別表に規定する「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」であるとして、5年保存文書に該当するとの説明があった。本件請求内容を踏まえれば、当該文書は、特定地番の土地境界に関して関係者に交付された文書と認められることから、これを「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」として5年保存文書に該当するとした実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。

そして、本件請求に係る行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）によれば、審査請求人は立会いが平成22年に実施されたとしているため、平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和4年11月28日）においては、当該文書の保存期間は満了していたことになる。

以上のことから、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 請求5-1、請求5-2及び請求6-1について

当審査会が本件請求書を確認したところ、請求5-1及び請求5-2は、現況地への立会いの際に写した写真の公開を求めるものと認められる。また、請求6-1は、県が保管する文書を写した写真及び文書双方の写しの公開を求めるものと認められる。

当審査会が実施機関に確認したところ、標記請求に係る行政文書が仮に存在していたとしても、規則別表に定める「月報、日報及び日誌の類」として、1年保存文書に該当するとの説明があった。本件請求内容を踏まえれば、当該文書は、県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に係る立会い等の際に撮影した写真と文書の公開を求めるもの

と認められることから、「月報、日報及び日誌の類」として1年保存文書に該当するとした実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。

そして、本件請求書によれば、審査請求人は土地境界の調査への立会い等が平成22年に実施されたこととしているため、平成22年から既に1年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和4年11月28日）においては、当該文書の保存期間は満了していたことになる。

以上のことから、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ウ 請求6-2について

標記請求は、「請求者が持参した土地境界確認書を『県』が謄写した土地境界確認書写」の公開を求めるものである。

当審査会が実施機関に確認したところ、「土地境界確認書の原本を所有しており、写しを取り保存する必要がない」との説明があった。

この点、かかる実施機関の説明を覆す事実が審査請求人から示されていない以上、当該説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

エ 請求8について

標記請求は、「特定市特定区特定地番の道水路等境界調査復元申請前に（略）土地境界確認書を取り交わし、平成10年4月20日付特定市長あて条例第3条に基づき申請した（略）道水路等境界復元申請書に添えた同年3月10日作成の敷地測量図を閲覧後、開示せずに『県』担当者が持って逃げた未開示文書」の公開を求めるものである。

この点、当審査会は、平成10年に行われたとされる「道水路等境界調査申請」に関連する行政文書（以下「境界調査関連文書」という。）に係る非公開決定の妥当性について、令和7年6月4日付け答申第810号（以下「答申第810号」という。）で判断を行っている。

答申第810号は、「当審査会が実施機関に確認したところ、境界調査関連文書は仮に存在したとしても、（略）規則（略）の別表に規定する『県有財産の処分又は管理に関するもの』であるとして、10年保存文書に該当するとの説明があった。本件請求内容を踏まえれば、境界調査関連文書は

県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に関する文書と認められることから、これを『県有財産の処分又は管理に関するもの』として10年保存文書に該当するとした実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。」とした上で、「平成10年から既に10年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和2年10月16日）においては、境界調査関連文書の保存期間は満了していたことになる。」として、実施機関が文書不存在を理由に行った非公開決定を妥当と判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(2) 一部公開とした処分について

実施機関は、別表2の請求2及び請求4の「特定した行政文書」欄に掲げる行政文書に含まれる情報の一部について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っているため、以下、当該決定の妥当性について検討する。

なお、当審査会は、過去に当該行政文書と同一の行政文書に記載された情報の非公開情報該当性について、令和6年2月28日付け答申第781号（以下「答申第781号」という。）で判断を行っているため、当該判断を踏まえて検討することとする。

ア 請求2について

標記請求に係る行政文書は、特定県営住宅に係る敷地現形図であることが認められる。

実施機関は、当該行政文書に記載された製図者及び検算者の氏名について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、答申第781号は、「当該非公開情報は、測量士の氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する」とした上で、「測量士の氏名は条例第5条第1号ただし書ア又はイに規定する情報には該当せず、また、同号ただし書ウ又はエに規

定する情報にも該当しないことが明らかである」として、実施機関が非公開としたことを妥当であると判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

イ 請求4について

標記請求に係る行政文書は、特定県営住宅に係る用地実測図であることが認められる。

実施機関は、当該行政文書に記載された個人の印影について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、答申第781号は、「当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない」とし、実施機関が非公開としたことを妥当であると判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

6 附言

実施機関は、別表1の請求7の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求に対して、審査請求人が過去に実施機関に対して提起した審査請求に係る弁明書を特定している。

当該弁明書には、審査請求人の個人に関する情報が含まれているものの、実施機関が当該情報を非公開としたことは、本件通知書からは確認できなかった。

行政文書公開請求は、請求者が誰であるかを問わずに公開・非公開の判断を行う制度である以上、実施機関が当該情報を請求者本人の情報であること

を理由に非公開情報と判断しなかったのだとすれば、諾否の判断として適切であったとは言えないことから、今後行われる行政文書公開請求においては、上記の制度趣旨を踏まえた諾否の判断を行うよう附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
1	請求者敷地にガス導管が埋設を平成 13 年 9 月 13 日調査した「埋設物調査図の開示」	公開
2	特定区特定地番県有敷地との道水路等境界調査復元の杭位置について、平成 22 年 6 月 28 日特定土木事務所、特定市特定局、特定局、特定課係長（司会）により「抜いた K 4 鉄びょう杭の位置に、新設した K 4 石杭を抜き戻します」と「県」が示した。「特定市特定区特定県営住宅敷地現形図の開示」	一部公開 (条例第 5 条第 1 号本文該当)
3	特定局特定土木事務所 K 係長（M 土地家屋調査士帯同）が、平成 22 年 7 月 22 日請求者と立ち会った K 施設管理課長と O 技官の方に手交した「不記載承諾書」の開示。 注、同上について、平成 22 年 7 月 28 日に施設関係者で話し合った文書を開示されたが理由があって「県」が保管中。	非公開 (文書不存在)
4	注、同上に関し、平成 22 年 7 月 29 日午後 7 時 30 分から、特定市特定区特定町内会館に於いて特定市特定局、同特定局、特定土木事務所、特定局特定課係長司会による特定区特定自治会員に対する合同説明会で「K 4 鉄鉋杭を抜いた位置に新設した K 4 石杭を戻す」と、請求者及び家族に示された平成 10 年 9 月作成の用地実測図、同平面図写しの開示。注、同上に関し（県は不存在を理由に非開示されたが、審査会は審議している）	一部公開 (条例第 5 条第 1 号本文該当)
5 - 1	注、同上の説明会后、特定区特定地番との境界 k 4 新石杭を元の位置に戻す工事完了まで、U 字溝 240 型 6 個を並べる際に業者が処理残した中国産フウセントウワタ植栽を「剪定ばさみを貸して」と K 施設課長は切った。① K 施設課長の顔と請求者を入れて「県」が写した写真。	非公開 (文書不存在)
5 - 2	② 請求者宅に一時保管（3 か月になった）されていた U 字溝を配置し、配置後を、特定市在住と言われた県 K 職員が写した写真の開示。	非公開 (文書不存在)
6 - 1	注、同上の進捗に関し、「K 4 鉄鉋杭を抜いて、石杭を新設した」と保管文書を請求者の指先を入れ撮影した。① 写真と文書双方の原議写しの開示。	非公開 (文書不存在)
6 - 2	② 請求者が持参した土地境界確認書を「県」が謄写した土地境界確認書写の開示。	非公開 (文書不存在)
7	情報公開請求で、50 数時間請求者と応接した。と	公開

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
	開示された文書の「施行文書の開示」	
8	<p>特定市特定区特定地番の道水路等境界調査復元申請前に特定地番との境界（K 3 鉄鋌杭とK 4 鉄鋌杭間に朱線を引き土地境界確認書を取り交わし、平成 10 年 4 月 20 日付特定市長あて条例第 3 条に基づき申請したと請求者に閲覧させた「道水路等境界復元申請書に添えた同年 3 月 10 日作成の敷地測量図を閲覧後、開示せずに「県」担当者が持って逃げた未開示文書の開示。</p>	<p>非公開 (文書不存在)</p>
9	<p>特定市長から「県」が得たという土地境界確認書と境界調査図の原議写の開示。</p>	<p>公開</p>

別表 2

請求	特定した行政文書	非公開情報
1	地下埋設物調査図	—
2	敷地現形図	製図者名及び検算者名
4	用地実測図	印影
7	弁明書	—
9	特定市との境界確認協議締結に係る決裁書類	—

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年7月6日 (収受)	○ 諮問
令和7年12月19日 (第256回部会)	○ 審議
令和8年1月27日 (第257回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和8年2月16日現在）（五十音順）